

学校伝染病 出席停止の取り扱い（弥永西小学校）

	病名	感染経路	潜伏期	出席停止措置基準
第2類	インフルエンザ	飛沫感染・ 接触・気道	1～3日	発症後5日を経過し、かつ解熱後 2日を経過するまで。 発症日をゼロとカウントする。
	百日咳	飛沫感染・ 気道	1～2週間	特有の席が消失するまで。また は、5日間の適正な抗菌薬による 治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	飛沫感染・ 気道	9～12日	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	飛沫感染	2～3週間	耳下腺、顎下腺の腫脹が発現した 後5日を経過し、かつ全身状態が 良好になるまで。
	風疹（3日はしか）	飛沫感染・ 気道	2～3週間	発疹が消えるまで
	水痘（水ぼうそう）	飛沫感染・気 道・接触感染	2～3週間	全ての発疹が かさぶたになるまで
	咽頭結膜熱 （プール病）	接触感染・気 道・結膜	5～7日	主症状がなくなって、 2日を経過するまで
	結核	飛沫・接触・ 経口感染	個人の体力な どにより様々	
第3類 ＊ 網掛 け部 その 他	腸管出血性大腸菌感染症 （O-157）	経口感染	4～8日	症状に応じて 医師が判断する
	流行性角結膜炎 （はやりめ）	接触感染	4～10日	
	急性出血性結膜炎 （アポロ病）	接触感染	1～2日	
	溶連菌感染症	飛沫感染	2～4日	初診日と翌日の2日まで
	マイコプラズマ肺炎	飛沫感染・ 気道	7日～14日	初診日から症状が 治まるまで。
	嘔吐下痢症	接触感染、 飛沫感染	食後24～48 時間	

※ 全ての伝染病において、**必ず医師の診断を受けることを前提**とする。

※ 出席停止後の登校については、特に医師からの登校許可書は**いらない**。